○内閣府告示第八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　三沢市

二　地域再生計画の名称　「国際色をはじめとする地域資源再発見による地域活性化」による人材育成・雇用創出事業

三　地域再生計画の区域の範囲　三沢市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるするために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県西置賜郡飯豊町

二　地域再生計画の名称　いいで水環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山形県西置賜郡飯豊町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県、会津若松市及び喜多方市並びに福島県南会津郡下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町、耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町、湯川村及び柳津町並びに大沼郡三島町、金山町、昭和村及び会津美里町

二　地域再生計画の名称　震災からの復興に向けた会津地域雇用創造プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　会津若松市及び喜多方市並びに福島県南会津郡下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町、耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町、湯川村及び柳津町並びに大沼郡三島町、金山町、昭和村及び会津美里町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　那珂市

二　地域再生計画の名称　那珂市「未来に夢がもてるまちへの環境づくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　那珂市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び飯能市

二　地域再生計画の名称　豊かな自然と安心安全があるまち　はんのう地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　飯能市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　袖ケ浦市

二　地域再生計画の名称　袖ケ浦市「緑豊かな田園」水環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　袖ケ浦市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　平塚市

二　地域再生計画の名称　未来へつなぐ豊かな自然と快適環境

三　地域再生計画の区域の範囲　平塚市の区域の一部（土屋地区及び吉沢地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　魚沼市

二　地域再生計画の名称　魚沼ブランドづくりによる雇用創出

三　地域再生計画の区域の範囲　魚沼市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び白山市

二　地域再生計画の名称　白山から日本海まで交流・連携・協働による活力あるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　白山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦